

<計画策定にあたっての考え方>

- ・県計画の基本となる国計画（第六次国土利用計画：令和5年7月）が策定されたこと及び現行計画策定後の社会経済情勢（DX、大規模自然災害、ワンヘルスの推進等）の変動により、土地利用の在り方が大きく変わってきたことに対応するもの
- ・国土利用計画及び土地利用基本計画の関連性を考慮し、両計画を統合し一体的に策定

<素案 概要>

第1章 県土の利用に関する基本構想（素案 2頁～）

- 1 県土の特性と土地利用の動向（素案 2頁～）
- 2 県土利用の基本方針（素案 5頁～）
 - (1) 県土利用の基本的条件の変化（素案 5頁～）

ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

イ 大規模自然災害に対する脆弱性解消と危機への対応

ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標（カーボンニュートラル、等の実現に加え、ネイチャーポジティブの考え方に基づく取組）実現に向けた対応

【共通課題】

- 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決
- デジタル技術の徹底活用
- 人・動物・環境の健全な関係を保つワンヘルスの視点を踏まえた施策の推進

(2) 県土利用の基本方針（素案 8頁～）

「持続可能で自然と共生した県土利用・管理」を目指す

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

- 都市機能等の集約化、低未利用土地の再利用優先
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 生活維持・空き地対策と土地の多面的活用、地域間連携による機能確保
- 地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し等

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と安全地域への都市機能や居住の誘導
- 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事前復興の観点からの安全・安心な県土・地域・経済社会の構築等

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

- 生態系の保全・再生及び広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けた、生物多様性戦略及びワンヘルスの視点を踏まえた分野横断的な連携
- グリーンインフラ（自然環境を活用した地域づくり）、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）などによる地域の社会課題解決
- 再生可能エネルギーの導入促進や、バイオマス等の循環利用
- バッファゾーンとなる里地里山の管理等

エ 県土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化（都市構造の可視化推進等）
- 効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、利活用推進等

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

- 適正な県土利用・管理を推進するに当たり民間企業・NPO等の多様な主体の参加や官民連携による取組の促進
- 多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等の機能の確保等

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向（素案12頁～）

<利用区分> 農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他、沿岸域

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用、森林を活かした健康づくりや県民交流の場の創出
- 健全な水循環系の構築や生物の多様な生息、生育環境、自然の水質浄化作用など多様な機能の維持、向上
- 低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進等

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (素案 17頁～)

県土の利用区分ごとの規模の目標

		令和5年	令和18年	構成比 (%)	
		(ha)	(ha)*1	5年	18年
農地		78,370	76,910	15.7	15.4
森林		225,090	225,090	45.1	45.1
原野等		410	410	0.1	0.1
水面・河川・水路		21,740	21,740	4.4	4.4
道路		33,500	34,590	6.7	6.9
宅地		76,940	78,550	15.4	15.8
住宅地		46,750	47,070	9.4	9.5
工業用地		6,200	6,580	1.2	1.3
その他の宅地*2		23,990	24,900	4.8	5.0
その他		62,720	61,480	12.6	12.3
合	計	498,770	498,770	100.0	100.0

<計画の基準年次>
令和5年

<計画の目標年次>
令和18年

*1 計画策定年から概ね10年後

<規模の目標>

- 農地 : 現状より減少
- 森林 : 現状維持
- 原野等 : 現状維持
- 水面・河川・水路 : 現状維持
- 道路 : 現状より増加
- 宅地 : 現状より増加

*2 商業施設、事務所など

2 地域別の概要 (素案 19頁～)

・県内を4つの地域(福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域)に区分し、地域ごとの「現状と課題」や「基本方向」について記載

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 (素案 26頁～)

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法や土地利用に関連する法令の運用を通じた適切な土地の利用・管理の調整等

2 土地の有効利用・転換の適正化

空家の有効活用や所有者不明土地等の利活用に向けた調整等

3 県土の保全と安全性の確保

森林の有する多面的機能の維持、都市における安全性の向上等を通じた災害等への対策等

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ワンヘルスの理念を踏まえた自然環境の保全や希少野生生物の生息域等に配慮した土地利用の推進等

5 持続可能な県土管理

都市機能の集約化や優良農地の確保、DX・農地の集積・集約化の推進、水環境の改善等

6 多様な主体による県土利用・管理の推進

地域住民や民間企業など多様な主体の参加による県土利用・管理の推進

7 県土に関する調査の推進

土地に関する各種調査の推進及び地籍整備の推進、調査結果の普及及び啓発等

8 計画の効果的な推進

県土をとりまく状況の変化等、計画推進上の課題を把握し、本計画の適切な管理、運営を行う。

第4章 土地利用の原則及び調整に関する事項 (素案 32頁～)

1 土地利用の原則 (素案 32頁～)

都市地域	農林漁業との健全な調和を図りつつ、既成市街地の整備推進、計画的な宅地の確保や整備
農業地域	現況農用地の極力の保全と新たに必要とされる農用地等の計画的な確保・整備
森林地域	必要な森林の確保、森林の多面的機能が継続的に発揮されるような整備と保全
自然公園地域	県民の保健、休養等に資するものであることに鑑み、優れた自然の保護と適正な利用を図る
自然保全地域	健康で文化的な生活に欠かせないことに鑑み、将来へ継承可能となるよう積極的な保全を図る

2 土地利用の優先順位・土地利用の誘導の方向 (素案 35頁～)

五地域の区分が重複する地域における土地利用の優先順位など、調整指導方針について記載

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 (素案 39頁～)